

新規加盟について

1. 個人加盟

個人での加盟は出来ません。下記のいずれかの手続きをお願いします。

- ① 新たに団体を作り、市テニス協会へ加盟申請を行う。
- ② 既に加盟している団体に入会し、既加盟団体から加盟員の追加登録を行う。
 - ・学 校：横三地区の高校、大学などの学校
 - ・実業団：市内に事業所のある会社（実業団対抗は勤務者のみ出場可）
 - ・クラブ：市内で営業しているテニスクラブ
 - ・同好会：市内の同好者の集まった団体

2. 新規団体加盟の手続きと条件

～横須賀市テニス協会 規約抜粋～

- ① 新規に加盟を希望する団体は、その旨本会に申し出て、本会所定の用紙に必要事項を記入し提出する事とする。
- ② 団体の構成人員は10名以上とする。（加盟員は、成人（18歳以上）とする）
- ③ 同好会として新規加盟する場合、加盟員のうち1/2以上は横須賀市に在住又は在勤であること。
- ④ 加盟後は、本会運営に協力するものとする。

※ 団体略称は、7文字以内（ピリオド、ハイフンなどを含む：例 ガーデンハイツ）

3. 審査会

加盟申請書を提出していただくと、近傍の理事会において「加盟団体審査会」を行います。審査会では、加盟団体の代表者に出席していただき、団体の概要等について説明していただきます。審査後、加盟承認の可否について連絡します。

4. 加盟承認後の手続き

審査会において加盟が承認されますと、加盟費の納入をしていただき加盟が認められます。同時に、県協会への団体加盟（加盟料7,000円）も受け付けますので、該当団体は申し出てください。

(注) 県協会への団体加盟をしない場合、県大会などの上位大会への参加は出来ませんのでご注意ください。